

## 第149号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第8号右欄中「のうち、(1)、(3)及び(4)に係るもの」及び「、(2)に係るもの」にあつては松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、斐川町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（以下「都市計画区域所在一部市町」という。）」を削り、「あつては都市計画区域所在一部市町」を「あつては松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、斐川町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（以下「都市計画区域所在一部市町」という。）」に改め、同表第11号左欄の(3)中「規定による」の次に「簡易専用水道の設置者からの」を加え、同欄の(3)を同欄の(12)とし、同欄の(2)を削り、同欄の(1)中「規定による」の次に「簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の」を加え、同欄中(1)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令

(11) 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査

第2条の表第11号左欄に(1)から(8)までとして次のように加える。

(1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することについての確認

(2) 法第33条第1項の規定による専用水道の布設工事の設計に係る確認の申請書の受理

(3) 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理

(4) 法第33条第5項の規定による施設基準に適合することの確認等の通知

(5) 法第34条第1項において読み替えて準用する法第13条第1項の規定による

専用水道の給水の開始前の届出の受理

(6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託に係る届出の受理

(7) 法第36条第1項の規定による専用水道の水道施設の改善の指示

(8) 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者に対する警告又は設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告

第2条の表第11号右欄を次のように改める。

(1)から(8)まで及び(11)に係る事務並びに(10)に係る事務（専用水道に係るものに限る。）にあっては松江市、益田市及び川本町、(9)及び(12)に係る事務並びに(10)に係る事務（簡易専用水道に係るものに限る。）にあっては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、雲南市及び川本町

第2条の表第12号左欄の(1)を次のように改める。

(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害防止の目的でかすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて鳥獣（ツキノワグマを除く。）の捕獲等をしようとする場合若しくは鳥類の卵の採取等をしようとする場合、法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的でイノシシの捕獲等をしようとする場合又は飼養の目的でかすみ網を使用する以外の猟法を用いてメジロの捕獲をしようとする場合に係るものに限る。）

第2条の表第12号左欄の(6)中「第9条第12項」を「第9条第13項」に改め、同欄の(24)中「第7条第10項若しくは第11項」を「第7条第11項若しくは第12項」に改め、同表第18号右欄を次のように改める。

(1)、(2)及び(4)に係る事務にあっては松江市、(3)に係る事務にあっては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町及び海士町

第2条の表第23号左欄中(51)を(64)とし、(46)から(50)までを(59)から(63)までとし、(45)を

削り、(44)を(57)とし、(57)の次に次のように加える。

(58) 政令第3条の規定による事業計画又は規準の縦覧についての公告

第2条の表第23号左欄中(43)を(52)とし、(52)の次に次のように加える。

(53) 法第125条の2第1項又は第2項の規定による事業又は会計の状況の検査

(54) 法第125条の2第3項の規定による必要な措置の命令

(55) 法第125条の2第4項の規定による施行についての認可の取消し

(56) 法第125条の2第5項の規定による認可の取消しの公告

第2条の表第23号左欄中(42)を(51)とし、(35)から(41)までを(44)から(50)までとし、同欄の(34)中「第123条」を「第123条第1項」に改め、同欄の(34)を同欄の(43)とし、同欄の(33)中「(32)」を「(41)」に改め、同欄中(33)を(42)とし、(32)を(41)とし、(31)を(40)とし、同欄の(30)中「及び組合」を「、組合及び区画整理会社」に、「(31)から(34)まで及び(43)」を「(40)から(43)まで、(57)及び(58)」に改め、同欄中(30)を(39)とし、(25)から(29)までを(34)から(38)までとし、(24)を(25)とし、(25)の次に次のように加える。

(26) 法第51条の2第1項の規定による土地区画整理事業の施行の認可

(27) 法第51条の8第1項の規定による規準及び事業計画の縦覧の指示（同条第3項の規定による規準及び事業計画の修正に係る部分に係るものを含む。）

(28) 法第51条の8第2項の規定による意見書の受理

(29) 法第51条の8第3項の規定による意見書の内容の審査並びに規準及び事業計画の修正の命令又は意見書の不採択の通知

(30) 法第51条の9第3項の規定による施行者の名称等の公告及び図書の送付

(31) 法第51条の10第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可

(32) 法第51条の11第1項の規定による合併若しくは分割又は譲渡及び譲受けの認可

(33) 法第51条の13第1項の規定による廃止又は終了の認可

第2条の表第23号左欄中(23)を(24)とし、(17)から(22)までを(18)から(23)までとし、(16)の次に次のように加える。

(17) 法第28条第8項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理  
第2条の表第23号右欄中「(24)まで及び(30)から(51)までに係る事務」を「(16)まで、

(18)から(25)まで、(44)から(52)まで及び(59)から(64)までに係る事務並びに(39)から(43)まで、(57)及び(58)に係る事務（個人施行者又は組合に係るものに限る。）に、「及び益田市」を「、益田市及び雲南市」に、「(25)から(29)」を「(17)、(26)から(33)まで及び(53)から(56)までに係る事務並びに(39)から(43)まで、(57)及び(58)に係る事務（区画整理会社に係るものに限る。）にあっては松江市、益田市及び雲南市、(34)から(38)」に改め、同表第24号左欄の(2)中「又は第38条第2項」を「、第38条第2項、第50条の2第2項又は第50条の12第2項」に改め、同欄の(13)中「第38条第2項」の次に「又は第50条の9第2項」を加え、同欄中(62)を(73)とし、(55)から(61)までを(66)から(72)までとし、同欄の(54)中「第133条」を「第133条第1項」に改め、同欄中(54)を(65)とし、(53)を(60)とし、(60)の次に次のように加える。

- (61) 法第125条の2第1項又は第2項の規定による事業又は会計の状況の検査
- (62) 法第125条の2第3項の規定による処分の取消し、変更若しくは停止又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置の命令
- (63) 法第125条の2第4項の規定による施行についての認可の取消し
- (64) 法第125条の2第5項の規定による認可の取消しの公告

第2条の表第24号左欄中(52)を(59)とし、(45)から(51)までを(52)から(58)までとし、同欄の(44)中「第124条第2項」を「第124条第3項」に改め、同欄中(44)を(51)とし、(35)から(43)までを(42)から(50)までとし、同欄の(34)中「又は組合」を「、組合又は再開発会社」に、「(35)から(37)まで、(44)、(54)及び(62)」を「(42)から(51)まで、(65)及び(73)」に改め、同欄中(34)を(41)とし、(25)から(33)までを(32)から(40)までとし、(24)を(25)とし、(25)の次に次のように加える。

- (26) 法第50条の2第1項の規定による施行の認可
- (27) 法第50条の8第1項（法第50条の9第2項、第50条の12第2項又は第50条の15第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (28) 法第50条の9第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
- (29) 法第50条の12第1項の規定による合併若しくは分割又は譲渡及び譲受の認可

(30) 法第50条の14第1項の規定による審査委員の選任の承認

(31) 法第50条の15第1項の規定による終了の認可

第2条の表第24号左欄中(23)を(24)とし、(19)から(22)までを(20)から(23)までとし、(18)の次に次のように加える。

(19) 法第27条第7項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理  
第2条の表第24号右欄を次のように改める。

(1)、(3)から(12)まで、(14)から(25)まで、(32)から(40)まで、(52)から(60)まで及び(66)から(72)までに係る事務並びに(2)、(13)、(41)から(51)まで、(65)及び(73)に係る事務（個人施行者又は組合に係るものに限る。）にあっては松江市及び益田市、(2)、(13)、(41)から(51)まで、(65)及び(73)に係る事務（再開発会社に係るものに限る。）並びに(26)から(31)まで及び(61)から(64)までに係る事務にあっては、  
益田市

第2条の表第28号左欄中(2)を(9)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第35条第3項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理（保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。(3)から(8)まで、(10)及び(20)から(22)までにおいて同じ。）

(3) 法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可

(4) 法第35条第6項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理

(5) 法第35条第7項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認

(6) 法第46条第1項の規定による報告の徴収又は質問若しくは立入検査

(7) 法第46条第3項の規定による改善の勧告又は命令

(8) 法第46条第4項の規定による事業の停止の命令

第2条の表第28号左欄に次のように加える。

(10) 法第58条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し

(11) 法第59条第1項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。(12)から(14)までにおいて同じ。）

- (12) 法第59条第3項の規定による改善その他の勧告
- (13) 法第59条第4項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
- (14) 法第59条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令
- (15) 法第59条の2第1項の規定による事業の開始の届出の受理
- (16) 法第59条の2第2項の規定による変更又は事業の廃止若しくは休止の届出の受理
- (17) 法第59条の2第3項の規定による届出に係る事項の通知
- (18) 法第59条の2の5第1項の規定による施設の運営の状況の報告の受理
- (19) 法第59条の2の5第2項の規定による施設の運営の状況等の通知及び公表
- (20) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この号において「省令」という。）第37条第4項の規定による変更の届出の受理
- (21) 省令第37条第5項の規定による変更の届出の受理
- (22) 省令第37条第6項の規定による変更の届出の受理

第2条の表第28号右欄を次のように改める。

(1)及び(9)に係る事務並びに(2)、(4)、(6)から(8)まで、(20)及び(21)に係る事務（法第35条第3項の規定により設置される保育所に係るものに限る。）にあっては松江市、(2)から(8)まで、(10)及び(20)から(22)までに係る事務（児童厚生施設に係るものに限る。）にあっては松江市、雲南市及び海士町、(3)、(5)から(8)まで、(10)、(21)及び(22)に係る事務（同条第4項の規定により設置される保育所に係るものに限る。）並びに(11)から(19)までに係る事務にあっては松江市及び海士町

第2条の表第30号右欄中「飯南町、邑南町」を「雲南市、飯南町、邑南町、津和野町」に改め、同表第31号右欄中「飯南町」の次に「、川本町」を加え、同表第32号右欄及び第33号右欄中「松江市」の次に「、益田市及び安来市」を加え、同表第35号右欄を次のように改める。

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津

和野町及び海士町

第2条の表に次の5号を加える。

<p>36 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理</p> <p>(2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認</p> <p>(3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定</p> <p>(4) 法第3条第3項（法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求</p> <p>(5) 法第8条第1項（法第9条第3項、第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付</p> <p>(6) 法第9条第1項の規定による渡航先の追加の申請の受理</p> <p>(7) 法第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理</p> <p>(8) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理</p> <p>(9) 法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理</p>	<p>浜田市、出雲市、益田市、江津市、飯南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 法第17条第3項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求</li> <li>(11) 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理</li> <li>(12) 法第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付</li> <li>(13) 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第3条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理</li> <li>(14) 旅券法施行規則第3条第2項の規定による確認及び書類又は資料の提示又は提出の要求</li> </ul>	
<p>37 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第31条第1項の規定による社会福祉法人（保育所を経営する事業のみを行うものであって、その主たる事務所の所在する市町村の区域のみで事業を行うものに限る。以下この号において同じ。）の定款の認可</li> <li>(2) 法第40条第3号に規定する社会福祉法人の監事からの報告の受理</li> <li>(3) 法第43条第1項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可</li> <li>(4) 法第43条第3項の規定による社会福祉法人の定款の変更の届出の受理</li> <li>(5) 法第45条において準用する民法第56条の規定による社会福祉法人の仮理事の選任</li> </ul>	<p>(1)から(17)まで及び(20)から(25)までに係る事務にあつては松江市、(18)及び(19)に係る事務にあつては松江市、出雲市、雲南市及び海士町</p>

- (6) 法第45条において準用する民法第57条の規定による社会福祉法人の特別代理人の選任
- (7) 法第46条第2項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定
- (8) 法第46条第3項の規定による社会福祉法人の清算人からの解散の届出の受理
- (9) 法第49条第2項の規定による社会福祉法人の合併の認可
- (10) 法第55条第1項において準用する民法第77条第2項の規定による社会福祉法人の清算人の氏名及び住所の届出の受理
- (11) 法第55条第1項において準用する民法第83条の規定による社会福祉法人の清算終了の届出の受理
- (12) 法第56条第1項の規定による社会福祉法人からの業務又は会計の状況に関する報告の徴収又は社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査
- (13) 法第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置命令
- (14) 法第56条第3項の規定による社会福祉法人に対する業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解職の勧告
- (15) 法第56条第4項の規定による社会福祉法人に対する解散命令
- (16) 法第56条第5項の規定による社会福祉法人に対する弁明の機会の付与
- (17) 法第59条第1項の規定による社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理

- (18) 法第69条第1項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受理（放課後児童健全育成事業に係るものに限る。(19)において同じ。）
- (19) 法第69条第2項の規定による第二種社会福祉事業の変更又は廃止の届出の受理
- (20) 法第72条第2項の規定による経営の制限、停止の命令又は認可の取消し（社会福祉法人に係るものに限る。）
- (21) 法第73条第1項の規定による社会福祉事業を営み、又は営もうとする者に対する寄附金の募集の許可（その主たる事務所の所在する市町村の区域のみで寄附金を募集しようとする社会福祉法人（社会福祉法人を設立しようとする者を含む。）に係るものに限る。）
- (22) 法第73条第2項の規定による寄附金の募集の許可に係る条件の付与（(21)に規定する許可に係るものに限る。(23)において同じ。）
- (23) 法第73条第3項の規定による寄附金を募集した者からの募集の結果の報告の受理
- (24) 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条第3項の規定による社会福祉法人に対する書類の提出の要求
- (25) 社会福祉法施行規則第2条第4項の規定による社会福祉法人からの報告の受理

38 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（農事組合法人（その地区が2

飯南町

以上の市町村の区域にわたるものを除く。)に係るものに限る。)

- (1) 法第72条の13第2項の規定による定款の変更の届出の受理
- (2) 法第72条の16第4項の規定による成立の届出の受理
- (3) 法第72条の17第2項の規定による解散の届出の受理
- (4) 法第72条の18第3項の規定による合併の届出の受理
- (5) 法第73条第2項において準用する民法第56条の規定による仮理事の選任
- (6) 法第73条第4項において準用する民法第83条の規定による清算終了の届出の受理
- (7) 法第73条第5項の規定による意見の陳述及び調査
- (8) 法第73条第6項の規定による意見の陳述
- (9) 法第73条の12の規定による組織変更の届出の受理
- (10) 法第89条第2項の規定による解散の登記の嘱託
- (11) 法第93条第1項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令
- (12) 法第94条第2項の規定による業務又は会計の状況の検査
- (13) 法第95条第1項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令
- (14) 法第95条第2項の規定による業務の全部若しく

<p>は一部の停止又は役員の変更の命令</p> <p>(15) 法第95条の2の規定による解散命令</p> <p>(16) 法第95条の3第1項の規定による解散命令の要旨の官報への掲載</p>	
<p>39 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（その地区が2以上の市町村の区域にわたる商工会議所に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第7条第2項第1号又は第2号の規定による特定商工業者の該当基準の許可</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長</p> <p>(3) 法第10条第3項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長の通知</p> <p>(4) 法第12条第1項の規定による特定商工業者に対する負担金の賦課の許可</p> <p>(5) 法第46条第2項の規定による定款の変更の認可</p> <p>(6) 法第46条第4項において準用する法第28条の規定による認可又は不認可の通知</p> <p>(7) 法第57条の規定による報告の受理</p> <p>(8) 法第58条第1項の規定による報告の徴収又は検査</p> <p>(9) 法第59条第1項の規定による警告又は業務の一部の停止</p> <p>(10) 法第59条第4項の規定による知事及び日本商工会議所からの意見の聴取</p> <p>(11) 商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号）</p>	<p>出雲市及び益田市</p>

第7条第2項の規定による経済産業大臣への報告	
<p>40 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（その地区が2以上の市町村の区域にわたる商工会に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第23条第1項の規定による設立の認可</p> <p>(2) 法第23条第3項（法第44条第4項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）又は第52条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>(3) 法第24条（法第44条第4項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）、第52条の2第5項又は第54条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可又は不認可の通知</p> <p>(4) 法第42条第5項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定による臨時総会の招集の承認</p> <p>(5) 法第44条第2項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可</p> <p>(6) 法第49条の規定による決算関係書類の受理</p> <p>(7) 法第50条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>(8) 法第51条第1項の規定による警告又は業務の一部の停止若しくは設立の認可の取消し</p> <p>(9) 法第51条第2項の規定による警告又は設立の認可の取消し</p>	出雲市

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 法第51条第3項の規定による地区の変更又は解散の勧告</li> <li>(11) 法第51条第4項の規定による設立の認可の取消し</li> <li>(12) 法第51条第5項の規定による意見の聴取</li> <li>(13) 法第52条第2項の規定による解散の届出の受理</li> <li>(14) 法第52条の2第2項の規定による合併の認可</li> <li>(15) 法第53条の規定による清算人の選任</li> <li>(16) 法第54条第1項及び第2項の規定による財産処分の方法の認可</li> <li>(17) 法第55条において準用する民法第83条の規定による清算終了の届出の受理</li> </ul> |  |
|--|--|

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第8号の改正規定及び同表第12号の改正規定（同表左欄の(6)及び(24)に係る部分に限る。）は公布の日から、同表第31号の改正規定、同表に5号を加える改正規定（同表第36号に係る部分（浜田市、益田市、江津市、津和野町及び吉賀町に係る部分に限る。）に限る。）並びに附則第4項及び第6項の規定は平成20年10月1日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項、次項及び附則第5項において「施行日」という。）前に同欄に掲げる法律に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同表の左欄に掲げる法律の

適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

水道法（昭和32年法律第177号）	この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第11号左欄に掲げる事務	松江市長、益田市長、雲南市長、川本町長
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	改正後の条例第2条の表第18号左欄に掲げる事務	浜田市長、出雲市長、益田市長、大田市長、江津市長、飯南町長、川本町長、津和野町長、海士町長
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	改正後の条例第2条の表第23号左欄に掲げる事務	松江市長、益田市長、雲南市長
都市再開発法（昭和44年法律第38号）	改正後の条例第2条の表第24号左欄に掲げる事務	益田市長
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	改正後の条例第2条の表第28号左欄に掲げる事務	松江市長、雲南市長、海士町長
森林法（昭和26年法律第249号）	改正後の条例第2条の表第30号左欄に掲げる事務	雲南市長、津和野町長
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）	改正後の条例第2条の表第35号左欄に掲げる事務	浜田市長、出雲市長、益田市長、大田市長、江津市長、飯南町長、川本町長、津和野町長、海士町長

社会福祉法（昭和26年法律第45号）	改正後の条例第2条の表第37号左欄に掲げる事務	松江市長、出雲市長、雲南市長、海士町長
農業協同組合法（昭和22年法律第132号）	改正後の条例第2条の表第38号左欄に掲げる事務	飯南町長
商工会議所法（昭和28年法律第143号）	改正後の条例第2条の表第39号左欄に掲げる事務	出雲市長、益田市長
商工会法（昭和35年法律第89号）	改正後の条例第2条の表第40号左欄に掲げる事務	出雲市長

- 3 改正後の条例第2条の表第12号の規定は、施行日以後に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、施行日前に同法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 4 第2条の表第31号の改正規定の施行の際改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては川本町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、川本町長のした処分その他の行為又は川本町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 改正後の条例第2条の表第36号の規定（出雲市、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に係る部分に限る。）は、施行日以後に旅券法（昭和26年法律第267号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用する。
- 6 改正後の条例第2条の表第36号の規定（浜田市、益田市、江津市、津和野町及び吉賀町に係る部分に限る。）は、第2条の表に5号を加える改正規定（同表第36号に係る部分（浜田市、益田市、江津市、津和野町及び吉賀町に係る部

分に限る。 )に限る。 )の施行の日以後に旅券法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用する。